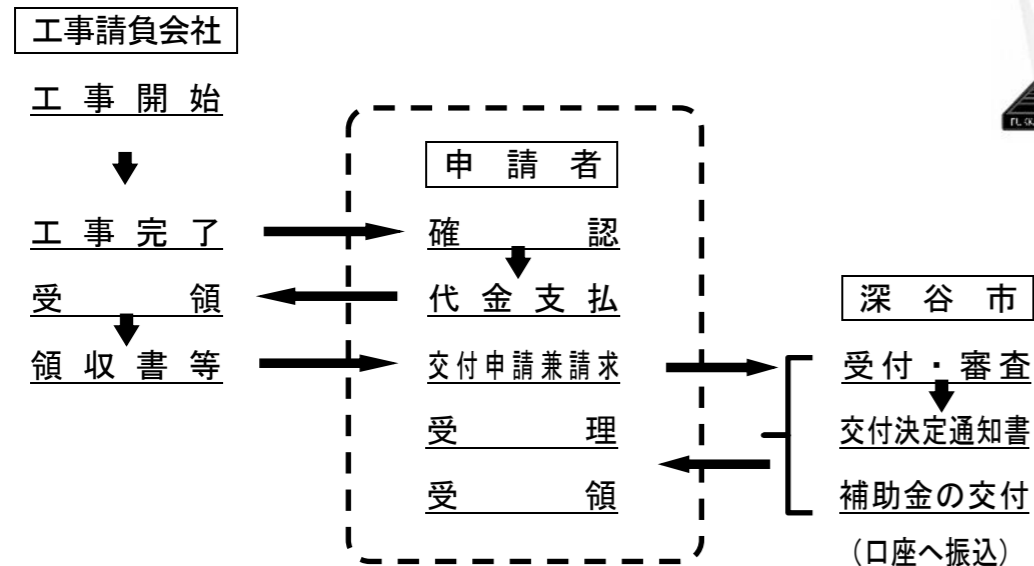


## 補助金交付の流れ



2050年までに深谷市のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティふかや」の実現を目指します



## 令和8年度

## 深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金

※令和8年度中に事業完了した設備が対象となります

本パンフレットのほか、詳細はホームページでご確認ください

### 対象となる省エネ設備及び補助上限額

・ 太陽光発電システム	6万円
・ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)	10万円
・ 定置用リチウムイオン蓄電池	10万円
・ 電気自動車等充電設備 (V2H)	10万円
・ V2Hに対応した電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHEV) 又は燃料電池自動車 (FCV) (V2Hを設置した場合に限る)	20万円

## 申請の条件

- ・ 深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱の第2条別表に掲げる内容を満たす機器であること
- ・ 補助事業を実施した者又は補助事業を実施した者と生計を一にする者が、市の住民基本台帳に当該者が記録されている住所地にある補助事業実施住宅において、現に居住する個人であること
- ・ 補助事業を実施した者が当該住宅の所有者でない場合又は当該者の他にも当該住宅の所有者がいる場合は、全ての所有者の同意を得ていること
- ・ 市税に滞納がないこと(補助事業を実施する者が2人以上のときは、その全ての者)
- ・ 補助金の交付の申請をしようとする補助事業と同種のものに対して同一世帯で、同一の交付を受けていない者であること
- ・ 太陽光発電システム以外は、令和8年度に購入及び設置をした機器であること  
(電気自動車等については、令和8年度に購入し、自動車検査証の初度登録年月(又は初度検査年月)が、令和8年4月1日から令和9年3月31日であること(※納車日ではありませんのでご注意ください))

### 周辺環境への配慮のお願い

一般家庭においても、空調機器、給湯機器、発電機器などが、**低周波音**を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります

機器を設置する際には、販売業者や設置業者などよく相談のうえ、**周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします**

### 補助事業の予算額

予算 28,000,000 円

※予算額に達し次第、終了となります

### 申請の受付

期間:令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

※期間中の開庁日時に先着順で受付

場所:深谷市 環境水道部 環境課 環境政策係 (市役所本庁舎2階25番窓口)

※岡部総合支所、川本総合支所、花園総合支所では受付できません

※郵送による提出の場合、書類に不備があると受付できません

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金ホームページ  
<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kankyosuido/kankyo/tanto/chikyuuondankataisaku/16240.html>



### お問い合わせ先

深谷市 環境水道部 環境課 環境政策係

住所:深谷市仲町11-1

電話:048-577-6539(直通)

メール:[kankyo@city.fukaya.saitama.jp](mailto:kankyo@city.fukaya.saitama.jp)

